

## 小郡市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震、台風等によるブロック塀等の倒壊及びそれに伴う人的被害を防止し、並びに災害時における避難経路を確保することを目的としたブロック塀等撤去費補助金の交付について、小郡市補助金等交付規則（平成8年小郡市規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造又は組積造（れんが造、石造、コンクリートブロック造等）の塀（フェンスその他これに類するものとの混用のものを含む。）又は門柱をいう。
- (2) 道路 公道、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項若しくは第2項に規定する道路又は不特定多数の者が通行する道路をいう。
- (3) 所有者等 ブロック塀等の所有者又は管理者（国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構等の公的事業主体を除く。）をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づくブロック塀等撤去費補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす所有者等とする。

- (1) 1の建築物又は用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地（第5条において「敷地」という。）において、補助金の交付を過去に受けたことがない者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 小郡市暴力団等排除条例（平成22年小郡市条例第7号）第2条第1号に規定する暴力団等でない者及び暴力団等と密接な関係を有しない者

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすブロック塀等の全てを撤去する工事とする。

- (1) 市内に存するブロック塀等のうち、道路に面し、又はやむを得ない事由により道路内に築造されているもの
- (2) 道路面又は地盤面からブロック塀等の頂部までの高さが1メートル以上であるもの
- (3) 市長が指定する診断方法によるブロック塀等の総合評点が40点未満のもの
- (4) ブロック塀等の撤去、移転又は改修工事に関し他の補助制度による交付金又は補償金を受けていないもので、かつ、受ける予定がないもの

2 補助対象工事は、次に掲げる要件の全てを満たすブロック塀等の一部を撤去する工事とする。

- (1) 市内に存するブロック塀等のうち、道路に面して築造されているもの
- (2) 前項第2号から第4号までに掲げる要件の全てを満たすもの
- (3) 補助対象工事完了後に市長が指定する診断方法によるブロック塀等の総合評点が70点以上となるもの
- (4) 補助対象工事完了後に道路面又は地盤面からブロック塀等の頂部までの高さが1.2メートル以下となるもの

3 前2項の規定にかかわらず、市長が安全上必要があると認めるものは、補助対象工事と

する。

(交付額)

第5条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、1敷地当たり補助対象工事に要する費用の2分の1に相当する額の1,000円未満の端数を切り捨てた額とし、109,000円を上限とする。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次条の規定による交付申請の前に、市長と事前協議を行うものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする所有者等(以下「申請者」という。)は、補助対象工事に着手する前に、ブロック塀等撤去費補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不適当であると認めるときは、ブロック塀等撤去費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に当たり、条件を付することができる。

3 申請者は、第1項の規定による交付決定の通知を受けた後に、補助対象工事に着手しなければならない。

(交付申請の取下げ)

第9条 前条第1項の規定による交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、事情により交付申請を取り下げるときは、当該交付を受ける前までに、ブロック塀等撤去費補助金交付申請取下届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による交付申請の取下げの届出があったときは、当該申請に係る交付決定をなかつたものとみなす。

(交付申請内容の変更)

第10条 交付決定者は、事情により交付申請内容を変更するとき、速やかにブロック塀等撤去費補助金交付変更申請書(様式第5号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請を受けたときは、その内容を審査し、変更が適当であると認めるときは、ブロック塀等撤去費補助金交付変更許可通知書(様式第6号)により、不適当であると認めるときは、ブロック塀等撤去費補助金交付変更不許可通知書(様式第7号)により当該交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、前項の交付変更許可に当たり、第8条第2項の規定により付した条件を変更することができる。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、当該補助対象工事が完了した日から起算して30日を経過した日又は第8条第1項の規定による交付決定の通知を受けた日が属する年度の末日のいずれか早い日までにブロック塀等撤去費補助金実績報告書(様式第8号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その報告内容を審査し、及び必要に応じて現地で検査を行い、当該報告に係る補助対象工事が完了したことが補助金の交付決定及び交付変更許可の内容並びに交付決定及び交付変更許可に当たり付した条件に適合す

ると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、ブロック塀等撤去費補助金額確定通知書（様式第9号）により当該交付決定者に通知しなければならない。

（交付時期）

第13条 補助金の交付は、前条の規定による補助金額の確定を行った後に行うものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（2） 補助金の交付決定及び交付変更許可の内容並びに交付決定及び交付変更許可に当たり付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。

（3） その他市長が補助金の交付決定が不相当であると認める事由に該当したとき。

2 前項の規定は、第12条の規定による補助金額の確定通知を行った後においても適用するものとする。

3 市長は、前2項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、ブロック塀等撤去費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（返還）

第15条 市長は、既に補助金を交付している場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額の補助金の返還をブロック塀等撤去費補助金返還命令書（様式第11号）により命じるものとする。

（1） 前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消したとき 当該取消しを行った部分に相当する額

（2） 次条第3項の規定による報告を受けた場合において、既に交付した補助金額が当該報告を適用したときの補助金相当額を超えるとき 当該超過額

（消費税仕入控除税額等に係る取扱い）

第16条 申請者は、第7条の規定による交付申請をする場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）第30条第1項に規定する仕入れに係る消費税額の控除が適用されるときは、同条第2項で定める方法により算出した金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計金額（以下「消費税仕入控除税額等」という。）のうち補助対象工事に係る金額を補助対象工事に要する費用から減額して申請しなければならない。ただし、交付申請をするときに消費税仕入控除税額等が明らかでないときは、この限りでない。

2 交付決定者のうち前項ただし書に該当する者は、第11条の規定による実績報告をするに当たり、消費税仕入控除税額等が確定したときは、消費税仕入控除税額等のうち補助対象工事に係る金額を補助対象工事に要する費用から減額して報告しなければならない。ただし、実績報告をするときに消費税仕入控除税額等が明らかでないときは、この限りでない。

3 交付決定者のうち前項ただし書に該当する者は、第12条の規定による補助金額の確定を受けた後に消費税仕入控除税額等が確定したときは、消費税仕入控除税額等報告書（様式第12号）に関係書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の報告を受けた場合において、補助金額を変更したときは、ブロック塀等撤去費補助金額変更通知書（様式第13号）により当該交付決定者に通知しなければならない。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則  
この告示は、公布の日から施行する。